

## 審 査 メ モ

### 1 今回申請された計画

農林業センサス（以下「本調査」という。）について、調査計画のうち、「調査の名称」「調査対象の属性的範囲」「報告を求める事項」（以下「調査事項」という。）「報告を求めるために用いる方法」（以下「調査方法」という。）「集計事項」を、以下のとおり変更して実施する計画である。

#### (1) 調査の名称の変更

本調査の実施年の西暦の末尾が「0」か「5」かにかかわらず、本調査の名称を「農林業センサス」に統一する。

##### (審査状況)

本調査は、西暦の末尾が「0」及び「5」の年に調査を実施しており、西暦の末尾が「0」の年に実施する本調査については、国際連合食糧農業機関（FAO）が提唱する世界農業センサスの趣旨を踏まえ、調査実施上の通称として、「世界農林業センサス」の名称を用いてきた。

しかしながら、西暦の末尾が「0」の年と「5」の年で実施する本調査の調査内容に相違がないことから、通称の使用を取りやめ、基幹統計調査としての本調査の名称である「農林業センサス」に統一することとしている。

これについては、本調査の名称について統計利用者に紛れが生じる懸念を解消するものであることから、適当と考える。

#### (2) 調査対象の属性的範囲の変更

農林業経営体調査票の調査対象の属性的範囲から、森林施業計画<sup>(注)</sup>に従って施業を行う者を削除する。

(注)「森林施業計画」とは、旧森林法の規定に基づき、森林所有者等が30ha以上の団地的なまとまりを持った森林について、造林や保育、伐採などの森林の施業に関して作成する5年間の計画であり、市町村長に認定を求めることができることとされている。

##### (審査状況)

従来、農林業経営体調査票の対象となる、「林業を行う者」には、森林施業計画に従って施業を行う者を含んでいた。

しかしながら、森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）附則第8条の規定により定められていた森林施業計画の経過措置が平成29年3月31日で終了し、当該計画に従って施業を行う者は存在しなくなったため、調査対象の属性的範囲から削除するものであり、これについては、関係する制度の廃止に伴い必要とされる変更であることから、適当と考える。

また、農林業経営体調査票の対象となる農林業経営体の定義については、以下のとおりであるが、本調査に「農林業経営体」の概念が導入された2005年農林業センサス以降、変更されておらず、農林業を取り巻く環境の変化等を踏まえ、我が国の農林業の実態をより的確に把握する上で、適切な定義となっているか確認する必要がある。

### 【農林業経営体の定義】

「農林業経営体」とは、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- 1 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業
- 2 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が以下に定める規模以上の農業
  - (1) 露地野菜作付面積 15アール
  - (2) 施設野菜栽培面積 350平方メートル
  - (3) 果樹栽培面積 10アール
  - (4) 露地花き栽培面積 10アール
  - (5) 施設花き栽培面積 250平方メートル
  - (6) 搾乳牛飼養頭数 1頭
  - (7) 肥育牛飼養頭数 1頭
  - (8) 豚飼養頭数 15頭
  - (9) 採卵鶏飼養羽数 150羽
  - (10) ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽
  - (11) その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- 3 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施する者に限る。）
- 4 農作業の受託の事業
- 5 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

さらに、農林業経営体調査票による調査の実施に当たり、統計調査員が客体候補名簿を用いて農家等を対象に営農・営林活動や経営の概況等について聞き取りを行い、農林業経営体の定義に該当するか否かを判定しているが、農林水産省は、平成29年11月から12月にかけて実施した2020年農林業センサス試行調査（以下「試行調査」という。）において、統計調査員による調査対象者の判定方法の効率化・簡素化を図ることを目的として、客体候補名簿の見直しを行い、当該名簿を用いた判定方法の効果の把握・検証を行っている。

このことから、試行調査結果による検証結果等を踏まえた、今回調査における客体候補名簿の見直し等について、調査対象者の的確な把握の観点からみて適切か等について確認する必要がある。

### （論点）

- 1 現行の農林業経営体の定義設定の考え方・根拠は何か。
- 2 主要な行政施策等において利活用されている農林業経営体の定義は、どのようになっているか。
- 3 農林業を取り巻く環境の変化や行政施策等における利活用状況を踏まえ、農林業経営体の定義について、見直しを行う余地はないか。
- 4 調査対象となる農林業経営体について、統計調査員は具体的にどのように判定を行っているのか。当該判定に用いている客体候補名簿はどのようなものか。
- 5 今回調査で使用する客体候補名簿については、前回調査等における課題・問題点等

を踏まえ具体的にどのような見直しを行う計画か（新たな客体候補名簿は、どのような様式か。）。

- 6 新たな客体候補名簿については、調査対象となる農林業経営体の的確かつ効率的な把握の観点からみて、改善の余地はないか。
- 7 客体候補名簿により把握される情報については、本調査の対象とならない農家・林家を含め、我が国の農林業の全体像を捉える上で有用な情報と考えられるが、客体候補名簿を用いた集計・分析は行われているのか。利用されている場合、更なる有効活用や役割の明確化を図る必要はないか。

### (3) 調査事項の変更（農林業経営体調査票）

#### ア 農業・林業経営における労働力のよりの確な把握

##### (ア) 内部労働力を把握する調査事項の追加・変更等

経営体における内部労働力を把握する調査項目について、下記①から④の変更・追加により把握するデータの充実を図る一方で、下記⑤～⑦の削除・変更により報告者の負担軽減を図る計画である。

##### ① 雇用者以外の役員や構成員の従事状況を把握する調査項目の充実【団体経営】

団体経営の経営主・役員・構成員について、従事日数階層別の実人員の把握から、農業・林業及び農業生産関連事業への年間従事日数が60日以上の方は個々に従事日数等を、60日未満の方は男女別の実人数を把握する調査事項に変更する。

【変更前】

【変更後】

組織経営の方のみ記入してください。

**【3】 農業経営内部の労働力**  
 経営の責任者・役員・構成員のうち、過去1年間に農業経営に従事した人について、従事日数別に実人数を記入してください。

	男		女	
	実人数(人)		実人数(人)	
1 ～ 29日	303	<input type="text"/>	304	<input type="text"/>
30 ～ 59日	305	<input type="text"/>	306	<input type="text"/>
60 ～ 99日	307	<input type="text"/>	308	<input type="text"/>
100～149日	309	<input type="text"/>	310	<input type="text"/>
150～199日	311	<input type="text"/>	312	<input type="text"/>
200～249日	313	<input type="text"/>	314	<input type="text"/>
250日以上	315	<input type="text"/>	316	<input type="text"/>
計	301	<input type="text"/>	302	<input type="text"/>

注：従事日数には、管理労働を含みます。  
 常雇、臨時雇の労働力は含みません。

団体経営の方(経営を法人化している農家・林家を含む)のみ記入してください。

2 団体経営内部の労働力

林業経営について記入していただく場合、設問の「農業」を「林業」に読み替えて記入します。

(1) 経営主と、役員(代理を委任された者を含む)・構成員のうち過去1年間に農業と農業生産関連事業への従事日数があわせて60日以上の方について、記入してください。

(1)、(2)に記入するのは、経営主のほか、役員・構成員のうち、過去1年間に農業(管理労働を含む)または農業生産関連事業に従事した者のみです。役員会に出席するだけの者は、記入する必要はありません。また、常雇い、臨時雇いの労働力は含みません。

従事した日数は、1日を8時間として計算してください。  
 (例) 1日4時間ずつ → 2日で1日分  
 毎日1時間ずつ → 6日で1日分

性別	出生の年月		出生の年月		必ず1つに		
	いづれかに		元号				
	未	満	大正	昭和	平成	年	月
経営主	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0

(2) (1)に記入した方以外で、過去1年間に農業と農業生産関連事業への従事日数があわせて60日未満の方について、実人数を記入してください。

男 (人)	女 (人)
<input type="text"/>	<input type="text"/>

② 農業生産関連事業への従事日数を把握する調査項目の追加【個人経営・団体経営】  
 15歳以上の各世帯員や、経営主・役員・構成員について、過去1年間に農業生産  
 関連事業<sup>(注)</sup>に従事した日数を把握する調査項目を追加する。

(注) 自ら経営し、①自家で生産した農産物を使用し、②所有又は借り入れている耕地や農業施設を利用して、農  
 産物の加工や貸農園・体験農園、観光農園、農家民宿、農家レストラン、小売業、海外への輸出などの事業  
 を行うものをいう。

【変更後】

追加

④							⑤	
過去1年間で農業生産関連事業に従事した日数 (管理労働を含む)							過去1年間の 主な状況	
60 日 未 満	60 日	100 日	150 日	200 日	250 日 以 上	主 に 農 業 に 従 事	主 に 農 業 以 外 の 事 業 に 従 事	
必ず1つに								必ず1つに
0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	

農業生産関連事業とは、自ら経営していて、①自家で生産した農産物を使用、②所有または借り入れている耕地もしくは農業施設を利用している、のいずれかに該当する事業を行う場合をいいます。  
 例えば、農産物の加工、貸農園・体験農園、観光農園、農家民宿、農家レストラン、小売業、海外への輸出などが該当します。

③ 農業経営の継承状況を把握する調査項目の追加【個人経営】

15歳以上の各世帯員のうち、過去1年間のふだんの状況として「主に自営農業を行った」者について、過去1年間における農業経営の継承状況を把握する調査項目を追加する。

【変更後】

追加

⑦	
過去1年間に	
新たに親の農業経営を継承	新たに親の農業経営とは別部門を
該当する方	
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0

④ 地域の集落営農組織への参加状況を把握する調査事項の追加【個人経営】

個人経営体について、地域の集落営農組織への参加状況を把握する調査事項を追加する。

【変更後】

追加

(4) 地域の集落営農組織の構成農家

地域の集落営農組織に参加していますか。  
該当するものに必ず記入してください。

参加していない	209	0
参加している	210	0
そのうち、オペレータとして従事	211	0

⑤ 世帯主との続柄を把握する調査項目の削除【個人経営】

15歳以上の各世帯員について、世帯主との続柄を把握する調査項目を削除する。

⑥ 自営農業とその他の仕事の日数の多寡を把握する調査項目の削除【個人経営】

15歳以上の各世帯員について、過去1年間における仕事の従事日数が自営農業とそれ以外のどちらが多いかを把握する調査項目を削除する。

⑦ ふだんの状況を把握する調査項目の選択肢の統合【個人経営】

15歳以上の各世帯員の過去1年間のふだんの状況を把握する調査項目の選択肢のうち、「主に家事・育児を行った」と「その他（高齢や病気でもしなかった）」を統合する。

【変更前】

2 満15歳以上の世帯員(平成12年1月31日以前に生まれた方)について記入してください。

世帯員	① 世帯主との続柄		② 性別		③ 出生の年月						④ 過去1年間のふだんの状況				⑥ 仕事の日数は			
	続柄番号を記入		いずれかに		該当する元号と出生の年月を記入してください。						仕事を主にしていた					その他の勤務や自営業が多い		
					元号			出生の年月			主に家事・育児を行った		主に農業以外の自営業を行った				主に学生(研修を含む)であった	
					明治	大正	昭和	平成	年	月	主に自営農業を行った		主に他に勤務した			その他(高齢や病気でもしなかった)		
世帯主	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【変更後】

世帯員	① 性別		② 出生の年月						④ 過去1年間のふだんの状況								
	いずれかに		該当する元号と出生の年月を記入してください。						仕事を主にしていた								
			元号			出生の年月			主に家事・育児を行った		主に農業以外の自営業を行った		主に学生(研修を含む)であった				
	男	女	大正	昭和	平成	年	月	主に自営農業を行った		主に他に勤務した		その他(高齢や病気でもしなかった)					
経営主	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世帯員7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## ① 雇用者以外の役員や構成員の従事状況を把握する調査項目の充実【団体経営】

### (審査状況)

従来、団体経営体内部の労働力については、農業・林業に従事した経営主・役員・構成員の年間従事日数階級別・男女別の実人数のみを把握していた。

しかしながら、団体経営体の労働力として、雇用者以外の役員や構成員等も重要な役割を果たしており、団体経営体の内部労働力の的確な把握のみならず、農業労働力の全体像を把握する上で、個人経営体の内部労働力と統一的な方法により把握することが必要としている。

このため、団体経営体の経営主・役員・構成員について、農業・林業の年間従事日数が60日以上の方については、個々に労働状況を把握し、60日未満の方については、男女別実人数のみ把握するよう変更する計画である。

これについては、政策ニーズを踏まえ、よりの確かな実態の把握を行うものであることから、おおむね適切と考えるが、利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか確認する必要がある。

### (論点)

- 1 本調査事項の結果は、これまで具体的にどのような行政施策に利活用されてきたのか。今回の変更により、今後、具体的にどのような利活用の増進が見込まれるのか。
- 2 今回の労働状況等の把握に当たり、年間従事日数60日を基準として設定している理由・エビデンスは何か。60日以上と60日未満に区分して把握した結果について、どのように集計・分析を行うのか。
- 3 本調査事項の変更は、利活用ニーズを踏まえ、改善の余地等はないか。

## ② 農業生産関連事業への従事日数を把握する調査項目の追加【個人経営・団体経営】

### (審査状況)

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化・地産地消法」という。）が平成23年3月に施行されたことに伴い、農業の経営改善を図るため、農業の6次産業化が推進されていることから、農業者による農業生産関連事業の取組など農業経営の多様化が進展している。

このような状況を踏まえ、個人・団体それぞれの経営体における6次産業化の取組に係る労働力の状況を明らかにするため、各世帯員や、経営主・役員・構成員について、過去1年間に農業生産関連事業に従事した日数を把握する調査項目を追加する計画である。

これについては、政策ニーズへの対応を図るものであり、おおむね適切と考えるが、利活用の観点から見て、必要かつ適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

### (論点)

- 1 本調査項目で把握した結果については、どのような集計・分析を行う計画か。
- 2 本調査項目の結果は、6次産業化の推進を図る中で、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。利活用の観点からみて、改善の余地はないか。

### ③ 農業経営の継承状況を把握する調査項目の追加【個人経営】

#### (審査状況)

多様な担い手の育成・確保が重要施策として推進されている中、個人経営の農業経営体における事業継承の状況を明らかにするとともに、農林水産省が別途実施する新規就農者調査（一般統計調査）において、新規自営農業就農者のうち、「新たに親の農業経営を継承」又は「親の農業経営とは別部門を新たに開始」した者を推計するため、後記⑦において、「主に自営農業を行った」に該当する者を対象に、過去1年間に「新たに親の農業経営を継承」又は「親の農業経営とは別部門を新たに開始」した者を把握する調査項目を追加する計画である。

これについては、行政施策ニーズへの対応や関連する統計調査の精度向上を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、利活用の観点から見て必要かつ適切なものとなっているか等を確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 本調査項目の結果は、多様な担い手の育成・確保という行政施策等の中において、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。
- 2 調査体系上、本調査と新規就農者調査は、どのような関係にあるのか。本調査項目の結果については、新規就農者調査における該当項目の推計にどのように利活用されるのか。
- 3 利活用の観点からみて、改善の余地はないか。

### ④ 地域の集落営農組織への参加状況を把握する調査事項の追加【個人経営】

#### (審査状況)

集落営農の組織化が進展し、個人経営体が減少している状況の中、地域農業における構造変化を明らかにするため、独力で経営しているのか、集落営農組織に参加しつつ、自ら農業経営を展開しているのか。また、集落営農組織の中核的な担い手（オペレーター）として参加しているのかといった、個人経営体の集落営農組織への関わり方を把握する調査事項を追加する計画である。

これについては、行政施策ニーズへの対応を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、利活用の観点からみて必要かつ適切なものとなっているか等を確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 本調査事項の集計結果は、具体的にどのような行政施策での利活用が見込まれているのか。
- 2 利活用の観点からみて、改善の余地はないか。

### ⑤ 世帯主との続柄を把握する調査項目の削除【個人経営】

#### (審査状況)

15歳以上の世帯員について、世帯主との続柄をそれぞれ把握する調査項目は、個人



経営体の世帯構成を明らかにするため把握されてきたものであるが、i) 各世帯員の経営への関与は一律でないこと、ii) 常雇いを雇い入れる個人経営体が増加しており、経営に関与する者は世帯員にとどまらない状況となっていること、また、iii) 行政施策上の利活用ニーズも低下していることなどから、削除することとしている。

これについては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適切と考えるが、削除に伴う支障等が生じないか確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 本調査項目で把握した結果については、これまでどのような集計・分析が行われてきたのか。
- 2 本調査項目の結果は、具体的にどのような行政施策に利活用されてきたのか。
- 3 個人経営体における経営の担い手の的確な把握等、利活用の観点からみて、削除による支障等は生じないか。

### ⑥ 自営農業とその他の仕事の日数の多寡を把握する調査項目の削除【個人経営】

#### (審査状況)

過去1年間における自営農業とその他の仕事の日数の多寡を把握する調査項目については、農業従事者のうち、「農業就業人口」を算出するために把握してきたものであるが、行政施策上、「基幹的農業従事者」が利用されていることを踏まえ、これと類似する概念の重複使用を避けるため、削除する計画である。

これについては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適切と考えるが、削除に伴う支障等が生じないか確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 本調査項目で把握した結果については、これまでどのような集計・分析が行われてきたのか。
- 2 「農業就業人口」及び「基幹的農業従事者」とは、どのような定義か。また、「農業就業人口」の算出に当たり、本調査事項の結果は、どのように利用されていたのか。
- 3 本調査項目の結果は、「農業就業人口」の算出以外に、どのような行政施策に利活用されてきたのか。
- 4 利活用の観点からみて、削除による支障等は生じないか。

### ⑦ ふだんの状況を把握する調査項目の選択肢の統合【個人経営】

#### (審査状況)

近年は、経営体概念の導入により、世帯員の就業構造の把握よりも雇用者も含めた農業・林業経営全体の就業構造の把握へと行政ニーズが移行しており、主として自営農業に従事している担い手に着目した分析が中心となっていること、また、過去1年間のふだんの状況について、「主に家事・育児を行った」と「その他(高齢や病気などで何もしなかった)」の者を区分して把握する利活用ニーズが乏しいことから、これらの選択肢を統合する計画である。

これについては、利活用状況等を踏まえて選択肢を統合するものであり、おおむね適切と考えるが、統合に伴う支障が生じないかについて確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査項目の選択肢ごとの集計結果は、どのように変化しているのか(2005年、2010年及び2015年の調査結果)。
- 2 本調査項目から得られたデータは、これまで行政施策等において、具体的にどのように活用されてきたのか。
- 3 本選択肢ごとの結果を個人経営体の農業・林業経営に従事していない者の要因分析等に利用していた場合、選択肢の統合による支障等は生じないか。

(イ) 外部労働力(常雇い・臨時雇い)のよりの確かな把握【個人経営・団体経営】

農林業経営体における過去1年間の農業・林業経営のために「常雇い」又は「臨時雇いした人」の実人数及び従事日数等を把握する調査事項について、以下のとおり変更・追加する計画である。

- ① 農業・林業経営に限らず、農業生産関連事業のために常雇いした人について、個々の性別及び出生年月を把握するとともに、農業・林業経営及び農業生産関連事業のために常雇いした人について、男女別の従事日数の合計を把握するよう変更する。
- ② 農業生産関連事業のために臨時雇いした人について、男女別の実人数及び従事日数の合計を把握する項目を追加する。
- ③ 農業・林業経営又は農業生産関連事業のために1か月以上の契約で雇った人について、実人数を把握する項目を追加する。

【変更前】

【4】農業経営の雇用

1 常雇

過去1年間に農業経営のために常雇した人(あらかじめ7か月以上の契約で雇った人)について、実人数と従事した日数の合計を記入してください。

①

	実人数(人)	従事日数の合計(人日)
男	323	324
女	325	326

該当する年齢別の実人数を記入してください。

	男(人)		女(人)	
15~24歳	327		328	
25~34歳	329		330	
35~44歳	331		332	
45~64歳	333		334	
65歳以上	335		336	

2 臨時雇

過去1年間に日雇・季節雇などで、農業経営のために臨時雇した人(手伝いなどを含まず)について、実人数と従事した日数の合計を記入してください。

	実人数(人)	従事日数の合計(人日)
男	343	344
女	345	346

【変更後】

林業経営について記入していただく場合、設問の「農業」を「林業」に読み替えて記入します。

常雇い、臨時雇いには、1(2)の個人経営の世帯員及び2(1)-(2)の団体経営の経営主・役員などは含まないでください。  
従事日数には、管理労働を含みます。

4 常雇い

過去1年間に農業経営または農業生産関連事業のために常雇いした人(あらかじめ7か月以上の契約で雇った人)について、記入してください。また、男女別に従事した日数の合計を記入してください。

①

	①		②								
	性別		出生の年月								
	いずれかに		該当する元号と出生の年月を記入してください。								
	男	女	元号		出生の年月						
大正			昭和	平成	年	月	日				
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

  

農業		農業生産関連事業	
従事日数の合計 (人日)		従事日数の合計 (人日)	
男	242	245	245
女	243	246	246

5 臨時雇い

過去1年間に日雇・季節雇などで、農業経営または農業生産関連事業のために臨時雇いした人(手伝いなどを含みず。)について、実人数と男女別に従事した日数の合計を記入してください。

②

農業		農業生産関連事業	
実人数 (人)		実人数 (人)	
男	252	258	258
女	253	259	259

  

農業		農業生産関連事業	
従事日数の合計 (人日)		従事日数の合計 (人日)	
男	255	261	261
女	256	262	262

  

③

過去1年間に農業経営または農業生産関連事業のために1か月以上の契約で雇った人について、実人数を記入してください。

農業		農業生産関連事業	
実人数 (人)		実人数 (人)	
男	264	267	267
女	265	268	268

(審査状況)

従来、農林業経営体において過去1年間に農業・林業経営のために常雇い・臨時雇いした人については、男女別の実人数(常雇いについては、更に年齢階級別・男女別の実人数を把握)及び従事日数の合計(人日)を把握していた。

しかしながら、6次産業化・地産地消法の施行に伴い、農業の6次産業化が推進され、農業者による農業生産関連事業の取組など、農業経営の多様化が進展している状況の中、農業生産関連事業に係る労働力のよりの確な実態把握が求められている。

このため、今回調査では、当該事業において常雇い・臨時雇いした人の実人数及び従事日数の合計(人日)を把握するよう、調査項目を追加・変更する計画である。

また、高齢化等により個人経営・団体経営を通じた高齢化や人材不足等による内部労働力の減少に伴い、農業・林業経営の担い手として常雇い等の外部労働力の活用が増加している。このような状況を踏まえ、上記(ア)の内部労働力の把握充実に合わせ、常雇いについても、従来の年齢階級別・男女別の実人数の把握に代えて、個々の性別及び出生年月を把握するよう変更することとしている。

さらに、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)の「常用労働者」と同一の定義での把握が可能となるよう(注)、臨時雇いした人の内数として、「1か月以上の契約で雇用された者」の実人数を把握する項目を追加する計画である。

(注) ガイドラインにおいては、統計間の比較可能性の向上等に資するため、①雇用契約期間の定めがない労働者、②雇用契約期間が1か月以上の労働者を「常用労働者」として定義されている。

これらについては、政策ニーズへの対応や他の統計との比較可能性の向上等を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、利活用の観点からみて、必要かつ適切なもの

となっているか確認する必要がある。

**(論点)**

- 1 常雇い・臨時雇いした人の集計結果は、背景事情となっている経営体の内部労働力の高齢化等を含め、どのように変化しているか（2005年、2010年及び2015年の調査結果）。
- 2 本調査事項の結果は、これまで具体的にどのような行政施策に利活用されてきたのか。今回の変更により、今後、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。
- 3 常雇いについて、従来の年齢階級別・男女別の実人数の把握に代えて、個々の性別・出生年月を把握することとしているが、当該把握方法の変更に伴い、具体的にどのような集計・分析を行う計画か。  
また、従事日数の合計については、農業・林業経営と農業生産関連事業に区分して把握する一方、実人数については区分して把握することとしていないが、利活用上の支障は生じないのか。
- 4 今回調査において、農業・林業経営又は農業生産関連事業のために「1か月以上の契約で雇用された者」の実人数を把握することにより、具体的にどのような施策への利活用が見込まれるのか。また、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」の「常用労働者」と同一の定義での把握とは、どのように行うのか。
- 5 利活用の観点から見て、改善の余地はないか。

**(ウ) 後継者の確保状況を把握する調査事項の変更・追加【個人経営・団体経営】**

農林業経営体における5年以内での農業・林業経営の後継者（予定者を含む。）の確保状況を把握する調査事項を変更・追加する。

**【変更前】**

⑦ 農業経営または 林業経営の		
経営主である	経営主とともに 経営方針の決定 に関わっている	経営の後継者である (予定者を含む)
必ず1人に	該当する方 すべてに	1人に
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0

※過去1年間でいずれかの決定に参画した方(経営主を除く。)に記入してください。

- 生産品目や飼養する畜種の選定・規模
- 出荷先の決定
- 資金調達
- 機械・施設などへの投資
- 農地借入の決定
- 農作業受託(請負)の決定
- 雇用の決定・管理

世帯内に後継者がいない場合

4 世帯から離れて住んでいる農業経営の後継者(満15歳以上)がいますか。該当するものに記入してください(予定者を含みます。)

注:「農業経営の後継者」とは、次の代でその家の農業経営を継ぐ人です(予定者を含みます。)

いる	0
いない	0

次のページの  
【4】農業経営の雇用へ

【変更後】

林業経営について記入していただく場合、設問の「農業」を「林業」に読み替えて記入します。

3 後継者

5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者(予定者を含む。)を確保していますか。  
該当するもの1つに必ず記入してください。

確保している	親 族	0
	親族以外の経営内部の人材	0
	経 営 外 部 の 人 材	231
経営を開始または継承直後のため、5年以内に農業を引き継がない		0
確保していない		0

(審査状況)

個人経営の農林業経営体については、世帯の内外における農業・林業経営の後継者(予定者を含む。)の有無等を把握する調査項目を、従来から設けている。

一方、団体経営の農林業経営体においても、個人経営と同様に、高齢化や人材不足等が進展している状況にあり、多様な担い手の育成・確保が重要な課題となっている。

このため、今回調査から、統一的に農業・林業経営の後継者の確保状況を把握するための調査事項を設けることとし、個人経営は変更、団体経営は追加する計画である。

これについては、行政ニーズや農林業経営体を取り巻く環境変化に対応したものであり、おおむね適切と考えるが、利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項の結果は、具体的にどのような施策への利活用が見込まれているのか。
- 2 後継者の確保期間を「5年以内」としている理由は何か。
- 3 利活用の観点から、後継者の確保期間や選択肢の設定等について、改善の余地はないか。

イ 報告者負担の軽減にも配慮した農業経営における生産基盤のよりの確な把握(個人経営・団体経営共通)

(ア) 所有土地に関する調査事項の変更

① 経営している田・畑・樹園地の耕作放棄地の面積及び経営している田・畑の利用面積を把握する調査項目の削除等

経営している田・畑・樹園地の面積を把握する調査項目について、耕作を放棄している田・畑・樹園地の面積に係る項目を削除する。

また、経営している田の利用面積を把握する調査項目を削除するとともに、経営している畑の利用面積を把握する調査項目を見直し、「牧草専用地」の面積のみ把握するよう変更する。



【5】土地 【変更前】

土地の状況を記入してください(けい群を含めます。)

	1畝	1反	1町	10坪	100坪	1,000坪
<sup>a</sup> (アール)	約1a	約10a	約100a	約0.3a	約3.3a	約33a
m <sup>2</sup>	約100m <sup>2</sup>	約1,000m <sup>2</sup>	約10,000m <sup>2</sup>	約33m <sup>2</sup>	約330m <sup>2</sup>	約3,300m <sup>2</sup>

田

自分が耕作している土地を、1年間のうち一部の期間だけ貸した場合には、貸している土地には含みません。

		(ha)	(a)
		(町)	(反)
所有している田	406	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
そのうち、貸している田	407	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
そのうち、耕作を放棄している田	408	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺

1年間のうち一部の期間を借りた土地の場合、借りていない期間を所有者(貸した側)が作付けしている場合は、借りている土地に含みません。

例

		(町)	(反)	(畝)
借りている田	409	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
経営している田 (406-407-408+409)	①	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺

経営している田に過去1年間にどのような作付けをしましたか。該当する項目に面積を記入してください。

		(町)	(反)	(畝)
稲を作った田				
②食 用 主食用米、加工用米、米粉用米	412	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
③飼料用 飼料用米、ホールクローブ、サイレージ用稲など	413	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
②、③のうち、裏作物を作った田(二毛作を行った田)	414	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
稲以外の作物だけを作った田	415	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
何も作らなかった田	416	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺

(412+413+415+416は、経営している田(①)と一致します)

畑

(牧草専用지는含み、樹園地は除きます。)

		(ha)	(a)
		(町)	(反)
所有している畑	417	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
そのうち、貸している畑	418	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
そのうち、耕作を放棄している畑	419	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺

借入地としない

自分が借りて野菜を作付け 所有者は水稲を作付けしている 自分が借りて麦を作付け  
平成26年2月 借りた土地に所有者が耕作 平成27年2月

		(町)	(反)	(畝)
借りている畑	420	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
経営している畑 (417-418-419+420)	④	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺

経営している畑に過去1年間にどのような作付けをしましたか。該当する項目に面積を記入してください。

		(町)	(反)	(畝)
普通作物を作った畑	423	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
飼料用作物だけを作った畑	424	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
牧草専用地	425	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
何も作らなかった畑	426	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺

(423~426の合計は、経営している畑(④)と一致します)

注:「飼料用作物だけを作った畑」には、牧草を作った畑を含めますが、牧草だけを作った畑は「牧草専用地」とします。「牧草専用地」には、草地造成により造成した草地を含めます。

樹園地

		(ha)	(a)
		(町)	(反)
所有している樹園地	427	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
そのうち、貸している樹園地	428	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
そのうち、耕作を放棄している樹園地	429	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
借りている樹園地	430	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺
経営している樹園地 (427-428-429+430)	⑤	☺☺☺☺☺	☺☺☺☺☺

【変更後】

【3】土地

土地の状況を記入してください。(土地登記簿上の地目や面積ではなく、現状の地目や面積を記入してください。また、居住地以外の他の市区町村にある土地を含みます。)

田・畑・樹園地		田				畑				樹園地			
		(ha)		(a)		(ha)		(a)		(ha)		(a)	
		(町)	(反)	(町)	(反)	(町)	(反)	(町)	(反)	(町)	(反)	(町)	(反)
経営している	301	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●
そのうち、 所有している	302	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●
そのうち、 借りている	303	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●
貸している	304	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●
				経営している畑のうち、 牧草専用		地		326		●●●●●		●●●●●	

実質的に経営を任せている場合は「貸している」に記入してください。原野化し、現状が耕地でないものは除きます。

② ハウス・ガラス室の加温温室の実面積を把握する調査項目の追加

施設園芸に利用したハウス・ガラス室のうち、加温温室の実面積を把握する調査項目を追加する。

【変更前】

**ハウス・ガラス室**

過去1年間に施設園芸に利用したハウス・ガラス室の実面積を記入してください。

ハウス・ガラス室の実面積	442	(a)	(畝)	(㎡)
		●●●●●	●●●●●	●●●●●

注：ハウス・ガラス室とは、その中で普通の姿勢で作業できるものをいいます。水稻の育苗だけ、きのこの栽培だけに利用したものは除きます。

【変更後】

**ハウス・ガラス室等**

過去1年間に施設園芸に利用したハウス・ガラス室及び加温温室の実面積を記入してください。

ハウス・ガラス室とは、その中で普通の姿勢で作業できるものをいいます。水稻の育苗だけ、きのこの栽培だけに利用したものは除きます。

		実面積	(a)	(畝)	(㎡)
ハウス・ガラス室	351	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●
そのうち、加温温室	352	●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●

① 経営している田・畑・樹園地の耕作放棄地の面積及び経営している田・畑の利用面積を把握する調査項目の削除等 (審査状況)

農林水産省では、平成20年から、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」(業務統計)により「荒廃農地」の面積を把握し、施策上、当該データを利用するケースが増加する一方、当該データと類似する「経営している田・畑・樹園地の耕作放棄地の面積」を集計した「耕作放棄地」のデータの行政ニーズが低下していることから、当該項目を削除して報告者の負担軽減を図る計画である。

また、経営している田・畑の利用面積を把握する調査項目については、本調査において別途把握する「販売目的で作付け(栽培)した作物の種類別面積」と類似し、

重複感もあることから、田の利用面積を削除し、畑の利用面積のうち「牧草専用地」の面積のみ引き続き把握することにより、報告者負担の軽減を図る計画である。

これらについては、行政ニーズを踏まえ、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、削除等に伴う支障等がないか確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」とは、どのような周期や把握対象、把握事項等で実施されている調査か。また、同調査により把握されている「荒廃農地」と本調査における「耕作放棄地」の定義は、それぞれどのようなになっているか。
- 2 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により把握される「荒廃農地」と本調査結果による「耕作放棄地」のデータは、それぞれどのように変化しているか（2005年、2010年及び2015年のそれぞれの調査結果）。
- 3 「荒廃農地」と「耕作放棄地」それぞれのデータは、これまで具体的にどのような行政施策等に利活用されていたのか。「耕作放棄地」の項目の削除により、利活用上の支障等は生じないか。
- 4 経営している田・畑の利用面積を把握する各調査項目と、販売目的で作付け（栽培）した作物の種類別面積の各調査項目との対応関係はどのようなになっているか。両調査項目のデータの経年変化は、どのようなになっているか（2005年、2010年及び2015年の調査結果）。
- 5 販売目的で作付け（栽培）した作物の種類別面積と経営している田・畑の利用面積を把握してきた理由は、それぞれ何か。両調査項目については、これまで具体的にどのような行政施策等に利活用されていたのか。経営している田・畑の利用面積を把握する調査項目の削除等により利活用上の支障等は生じないか。

#### ② ハウス・ガラス室の加温温室の実面積を把握する調査項目の追加

##### (審査状況)

「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）においては、温室効果ガスの排出削減量を2030年度までに26%削減、2050年度までに80%削減することが目標として定められており、その達成に向けて、各分野で二酸化炭素の排出削減対策等を推進することが求められている。

これを踏まえ、農林水産省では、施設園芸の加温温室における温室効果ガスの排出削減施策を推進していることから、加温温室全体の二酸化炭素排出量の算出のための基礎データとして、ハウス・ガラス室の加温温室の実面積を把握する調査項目を追加する計画である。

これについては、行政ニーズへの対応を図るものであり、おおむね適当と考えるが、利活用の観点からみて、必要かつ十分なものとなっているか確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 本調査項目の結果は、加温温室全体の二酸化炭素排出量を算出する中で、どのように利用されるのか。また、把握された加温温室全体の二酸化炭素排出量のデータについては、温室効果ガスの排出削減施策の中で、どのように活用されるのか。



か。

2 上記の利活用の観点から、改善の余地はないか。

(イ) 所有している農業用機械を把握する調査事項の削除

所有している農業用機械の台数を把握する調査事項を削除する。

【変更後】

削除

【6】所有している農業用機械

現在所有している機械について、その台数を記入してください(複数の農家で共有している場合は保管している方のみ記入してください。)

		所有台数 (台)	
動力田植機	451	8	8
トラクター	452	8	8
コンバイン	453	8	8

(審査状況)

農業用機械(動力田植機、トラクター及びコンバイン)については、①広く普及し、ほとんどの経営体で使用されている状況にあること、②共同購入・共同利用しているケースが多く、必ずしも単独所有している状況にないこと、また、③行政上の利活用ニーズが低下していることから、削除し、報告者負担の軽減を図る計画である。

これについては、行政ニーズの変化等を踏まえ、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか(2005年、2010年及び2015年の調査結果)。
- 2 本調査事項から得られたデータは、これまで行政施策等において具体的にどのように利活用されていたのか。また、削除しても利活用上の支障等は生じないか。

(ウ) 作付け・栽培面積等に関する調査事項の変更

- ① 販売目的で作付け（栽培）した作物の種類別の延べ面積を把握する調査事項の変更  
過去1年間に販売目的で作付け（栽培）した作物の種類別の延べ面積を把握する調査事項について、調査対象品目を追加・細分化・削除する。

【変更前】

【7】販売を目的とした農産物の生産

1 過去1年間に販売を目的として作付け(栽培)した延べ面積(けい算は含めません。)を記入してください。  
(始めから販売を目的とせず、自給用に作付け(栽培)した面積は含めないでください。)

「水稲」、「陸稲」には、食用の米(主食用米、加工用米、米粉用米)が該当します。(以降の項目においても同様の取扱いとさせていただきます。)

		500	作付(栽培)延べ面積			
			(ha)	(a)	(反)	(畝)
稲・麦・雑穀	水 稲	500				
	陸 稲	503				
	小 麦	505				
	大麦・裸麦	506				
	そ ば	508				
	その他の雑穀	509				

注:「その他の雑穀」には、「あわ」、「きび」、「ひえ」などの合計を記入してください。

		511	作付(栽培)延べ面積			
			(ha)	(a)	(反)	(畝)
いも類	原料用ばれいしょ(でんぷん用)	511				
	食用ばれいしょ(加工用を含む。)	512				
	かんしょ	513				

注:ばれいしょは、作付け時の用途が「原料用」か「食用」かで記入してください。  
なお、「種ばれいしょ」は、それぞれに含めてください。

		515	作付(栽培)延べ面積			
			(ha)	(a)	(反)	(畝)
豆類	大 豆	515				
	小 豆	516				
	その他の豆類	517				

注:未成熟の豆類(「えだまめ」、「さやいんげん」、「さやえんどう」、「グリーンピース」など)はここに含めず、「その他の野菜」に記入してください。

		519	作付(栽培)延べ面積			
			(ha)	(a)	(反)	(畝)
工芸農作物	さとうきび	519				
	た ば こ	520				
	茶	521				
	てんさい(ビート)	522				
	こんにゃくいも	523				
	その他の工芸農作物	524				

注:「その他の工芸農作物」には、なたね、いぐさ、ホップ、ごま、ラベンダー、薬用作物などの合計を記入してください。

削除

【変更後】

【4】農業生産

始めから販売を目的とせず、自給用に作付け(栽培)した面積は含めないでください。

1 過去1年間に販売を目的として作付け(栽培)した延べ面積を記入してください。

未成熟の豆類(「えだまめ」、「さやいんげん」、「さやえんどう」、「グリーンピース」など)はここに含めず、「その他の野菜」に記入してください。  
「その他の工芸農作物」には、たばこ、いぐさ、ホップ、ごま、ラベンダー、薬用作物などの合計を記入してください。

		403	作付(栽培)延べ面積			
			(ha)	(a)	(反)	(畝)
稲・麦・雑穀	水 稲(食用)	403				
	陸 稲(食用)	404				
	稲(飼料用)	405				
	小 麦	407				
	そのうち、田で作付	408				
	二条大麦	409				
	六条大麦	410				
	裸 麦	411				
	そ ば	413				
その他の雑穀(あわ、きび、ひえ等)	414					

追加

追加

変更

		416	作付(栽培)延べ面積			
			(ha)	(a)	(反)	(畝)
いも類	原料用ばれいしょ(でんぷん用)	416				
	食用ばれいしょ(加工用を含む。)	417				
	原料用かんしょ(でんぷん用)	418				
豆類	食用かんしょ(加工用を含む。)	419				
	大 豆	421				
	そのうち、田で作付	422				
小 豆	423					
	その他の豆類	424				
工芸農作物	さとうきび	426				
	なたね	427				
	茶	428				
	てんさい(ビート)	429				
	こんにゃくいも	430				
	その他の工芸農作物	431				

変更

追加

追加

② 販売目的で田に作付けした水稻（食用）、小麦、大豆以外の品目の作付面積を把握する調査事項の追加

販売目的で田に作付けした水稻（食用）、小麦、大豆以外の品目（稲・麦・雑穀、いも類、豆類、工芸農作物）に係る作付面積を把握する調査事項を追加する。

【変更後】

追加

稲・麦・雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の面積がある方のみ記入してください。

2 水稻(食用)、小麦、大豆以外の上記品目(稲・麦・雑穀、いも類、豆類、工芸農作物)について、販売を目的として田で作付けた面積を記入してください。

432 (ha) (町) (反) (畝) (a) (敷) (数)

田で作付けた面積のみを記入し、畑で作付けた面積は記入しないでください。

③ 販売目的で作付け（栽培）した野菜・果樹類の品目別等の延べ面積を把握する調査事項の記入方法の変更

過去1年間に販売目的で作付け（栽培）した野菜・果樹類の品目別等の延べ面積を把握する調査事項について、該当品目の品目コードを選択・記入の上、その延べ面積を記入する方式に変更する。

【変更前】

【7】販売を目的とした農産物の生産

1 過去1年間に販売を目的として作付け(栽培)した延べ面積(はい)を記入してください。(始めから販売を目的とせず、自給用に作付け(栽培)した面積は含めなくてください。)

野菜からは、露地作、施設作ごとに記入してください。

野菜類		露地作延べ面積 (ha) (町) (反) (畝) (a) (敷) (数)		施設作延べ面積 (a) (敷) (数) m <sup>2</sup>	
根菜類	だいこん	534		535	
	にんじん	536		537	
	さといも	538		539	
	やまのいも (ながいもなど)	540		541	
葉菜類	はくさい	542		543	
	キャベツ	544		545	
	ほうれんそう	546		547	
	レタス	548		549	
	ねぎ	550		551	
	たまねぎ	552		553	
ブロッコリー	554		555		
果菜類	きゅうり	556		557	
	なす	558		559	
	トマト	560		561	
	ピーマン	562		563	
果実的野菜	いちご	564		565	
	メロン	566		567	
	すいか	568		569	
その他の野菜	570		571		

注:「その他の野菜」には、「もやし」、「えだまめ」、「スイートコーン」、「こぼろ」、「にら」、「かぼちゃ」、「アスパラガス」など該当しなかった野菜の合計を記入してください。

果樹類	露地作延べ面積 (ha) (町) (反) (畝) (a) (敷) (数)		施設作延べ面積 (a) (敷) (数) m <sup>2</sup>	
	温州みかん	604		605
その他のかんきつ	606		607	
りんご	608		609	
ぶどう	610		611	
日本なし	612		613	
西洋なし	614		615	
もも	616		617	
おうとう	618		619	
びわ	620		621	
かき	622		623	
くり	624		625	
うめ	626		627	
すもも	628		629	
キウイフルーツ	630		631	
ハインアプル	632		633	
その他の果樹	634		635	

注:未成熟を含みます。

【変更後】

3 過去1年間に販売を目的として作付け(栽培)した野菜・果樹類の品目コード及び延べ面積を露地作、施設作ごとに記入してください。

野菜・果樹		品目コード	露地作延べ面積				施設作延べ面積			
			(ha)	(a)	(反)	(畝)	(a)	(畝)	(㎡)	
101:だいこん	201:温州みかん	①								
102:にんじん	202:その他のかんきつ	②								
103:さといも	203:りんご	③								
104:やまのいも (なかいもなど)	204:ぶどう	④								
105:(はくさい)	205:日本なし	⑤								
106:キャベツ	206:西洋なし	⑥								
107:ほうれんそう	207:もも	⑦								
108:レタス	208:おうとう	⑧								
109:ねぎ	209:びわ	⑨								
110:たまねぎ	210:かき	⑩								
111:ブロッコリー	211:くり	⑪								
112:きゅうり	212:うめ	⑫								
113:なす	213:すもも	⑬								
114:トマト	214:キウイフルーツ	⑭								
115:ピーマン	215:ハインアッブル	⑮								
116:いちご	216:その他の果樹	⑯								
117:メロン										
118:すいか										
119:その他の野菜										

「その他の野菜」には、「もやし」、「えだまめ」、「スイートコーン」、「ごぼう」、「にら」、「かぼちゃ」、「アスパラガス」など該当しなかった野菜の合計を記入してください。  
果樹類の面積には、未成園を含みます。

- ① 販売目的で作付け（栽培）した作物の種類別の延べ面積を把握する調査事項の変更
- ② 販売目的で田に作付けした水稲（食用）、小麦、大豆以外の品目の作付面積を把握する調査事項の追加

(審査状況)

過去1年間に販売目的で作付け（栽培）した作物の種類別の延べ面積を把握する調査事項について、以下の理由から、調査対象品目の追加・細分化・削除を行うとともに、販売目的で田に作付けした水稲（食用）、小麦、大豆以外の品目の作付面積を把握する調査事項を追加する計画である。

i) 「稲（飼料用）」の項目の追加

飼料用米については、近年、戦略作物に位置付けられ、支援施策の対象となっており、今後も一層の生産拡大が見込まれるなど、水田活用の動向を把握する上で重要なデータであることから、販売目的で生産した「稲（飼料用）」の項目を追加する。

ii) 「大麦・裸麦」及び「かんしょ」の項目の細分化

経営所得安定対策等各種施策の推進に当たり、経営所得安定対策の交付金の対象品目に合わせ「大麦・裸麦」を「二条大麦」、「六条大麦」及び「裸麦」に、また、「かんしょ」をでん粉原料用いも生産者交付金の交付対象作物である「原料用かんしょ（でんぷん用）」及び「食用かんしょ（加工用を含む。）」に細分化する。

iii) 「小麦」「大豆」の「そのうち、田で作付」及び「なたね」の項目の追加並びに水稲（食用）、小麦、大豆以外に販売目的で田に作付した品目の面積を把握する調査事項の追加

農業経営統計調査（農林水産省が所管する基幹統計調査）の母集団情報として利用するため、「小麦」「大豆」の「そのうち、田で作付け」の項目並びに水稲（食用）、小麦、大豆以外に販売目的で田に作付した品目の面積を把握する調査事項を追加する。

また、作物統計調査（農林水産省が所管する基幹統計調査）の母集団情報として利用するため、「なたね」の項目を追加する。

iv) 「たばこ」の項目の削除

「たばこ」の生産状況については、J T等で詳細なデータを把握しており、代替が可能であるため、削除する。

これらについては、政策ニーズの変化に対応して見直しを行うとともに、本調査を母集団として利用する他の統計調査の精度向上を図るものであることから、おおむね適切と考えるが、利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか等を確認する必要がある。

(論点)

- 1 追加する「稲（飼料用）」については、具体的にどのような行政施策に利活用されることが見込まれているのか。
- 2 「大麦・裸麦」及び「かんしょ」の作付面積に係る結果については、これまで、具体的にどのような行政施策等に利活用されていたのか。今回細分化することにより、どのような利活用の増進が見込まれているのか。
- 3 他の統計調査の母集団として利用するために追加する、「小麦」及び「大豆」の「そのうち、田で作付」及び「なたね」の項目、並びに水稻（食用）、小麦、大豆以外に販売目的で田に作付した品目の面積に係る調査事項については、どのような統計調査の母集団情報として利用されるのか。当該統計調査は、これまで、どのように母集団情報を整備していたのか。
- 4 本調査及びJ T等で把握している「たばこ」の生産状況に係るデータの経年変化は、どのようになっているか（2005年、2010年及び2015年のそれぞれの調査結果）。また、両調査のデータについては、統合的なものとなっているか。「たばこ」の削除により、利活用上の支障等は生じないか。
- 5 上記を踏まえ、調査対象品目の追加・細分化・削除については、必要かつ適切なものとなっているか。

③ 販売目的で作付け（栽培）した野菜・果樹類の品目別等の延べ面積を把握する調査事項の記入方法の変更

(審査状況)

過去1年間に販売目的で作付け（栽培）した野菜・果樹類の品目別、露地作・施設作別の延べ面積を把握する調査事項については、従来、調査対象品目（野菜類9品目及び果樹類16品目）全てを調査票にあらかじめ記載し、そのうち作付け（栽培）している品目欄にのみ記入する方式を採用していたが、報告者の記入のしやすさを考慮し、作付け（栽培）している作物の品目コードを選択・記入した上で、その露地作及び施設作別の延べ面積を記入する方式に変更する計画である。

これについては、報告者の記入のしやすさに配慮したものであり、また、調査票様式の見やすさ・簡素化等にも資するものと考えられることから、おおむね適切と考えるが、報告者が品目コードの選択・記入等に当たっての負担や紛れ等が生じないか等を確認する必要がある。

(論点)

- 1 従来の記入方法については、具体的にどのような支障・問題等が生じていたのか(記入漏れや誤記入、また、報告者や調査員等からの改善の意見・要望など)。
- 2 本調査事項については、1 報告者当たりが記入する対象品目数はどのようにになっているのか(2015年の調査結果の最大・平均・最少)。
- 3 品目コードの表記については、報告者の見やすさや利便性等に配慮したものとなっているか。
- 4 上記を踏まえ、改善の余地はないか。

ウ 農産物・林産物の販売状況及び農作業・林業作業の受託(請負)に関するよりの確な把握(個人経営・団体経営共通)

(ア) 農産物・林産物の販売金額(売上高)階級区分に係る選択肢の統合・細分化

過去1年間の農産物・林産物の販売金額(売上高)を把握する調査事項について、販売金額(売上高)階級区分に係る選択肢のうち、5,000万円未満の区分を12区分から5区分に統合するとともに、「1～3億円未満」を「1～2億円未満」「2～3億円未満」に分割する。

【変更前】

【10】過去1年間の農産物の販売

1 過去1年間の農産物の販売金額(売上高)について、該当するもの1つに必ず記入してください。(畜産物、栽培きのこ、養蜂、まゆなどを含みます。)

注:販売金額には、売上金額を記入してください(肥料代、農薬代などの経費を引かない。)。  
自給分(自家消費した分)の見積金額は含め  
ないでください。

		801
販売なし		0
農 産 物 の 販 売 あ り	15万円未満	0
	15～50万円未満	0
	50～100万円未満	0
	100～200万円未満	0
	200～300万円未満	0
	300～500万円未満	0
	500～700万円未満	0
	700～1,000万円未満	0
	1,000～1,500万円未満	0
	1,500～2,000万円未満	0
	2,000～3,000万円未満	0
	3,000～5,000万円未満	0
5,000万～1億円未満	0	
1～3億円未満	0	
3～5億円未満	0	
5億円以上	0	

「5億円以上」の場合は、  
金額も記入してください。

		億円
802		0

注意

【販売金額には次のものを含めます】

- 自ら営む農家レストランや農産物加工品の製造に仕向けた農産物の見積金額
- 観光農園を営んでいる場合の入園料(入場料)(入園料金で農産物を一定量収穫させる場合)
- 貯蔵しておいた農産物を過去1年間に販売した金額
- 売買契約済みであるが、代金を受け取っていない分の見積金額



【変更後】

【5】過去1年間の農産物の販売

林業経営について記入していただく場合、設問の「農産物」を「林産物」に読み替えて記入します。

1 過去1年間の農産物の販売金額(売上高)について、該当するもの1つに必ず記入してください。

販売金額には、売上金額を記入してください(肥料代、農業代などの経費を引かない。)

販売なし	0
50万円未満	0
50～500万円未満	0
500～1,000万円未満	0
1,000～3,000万円未満	0
3,000～5,000万円未満	0
5,000万～1億円未満	0
1～2億円未満	0
2～3億円未満	0
3～5億円未満	0
5億円以上	0

「5億円以上」の場合は、金額も記入してください。

502

億	円	十	百	千	万
0	0	0	0	0	0

【農産物の販売金額には次のものを含めます】

- 畜産物、栽培きのこ、養蜂、まゆ、耕地で栽培した林業用の苗木などを含めます。
- 自ら営む農家レストランや農産物加工品の製造に仕向けた農産物の見積金額
- 観光農園を営んでいる場合の入園料(入場料)(入園料金で農産物を一定量収穫させる場合)
- 貯蔵しておいた農産物を過去1年の間に販売した金額
- 売買契約済みであるが、代金を受け取っていない分の見積金額

林産物の販売金額には栽培きのこ、林業用苗木の販売額は含みません。

(イ) 販売金額上位3位までの把握方法の変更

全ての経営部門の中から、過去1年間の販売金額上位3位までの部門を選択し、販売金額合計に占める当該部門の割合を記入する方式から、上位3位までの順位順に該当する部門コードを記入の上、販売金額合計に占める当該部門の割合を記入する方式に変更する。

【変更前】

農産物の販売金額がある方のみ記入してください。

2 過去1年間の販売金額が上位3位までの部門の順位を記入し、合計に占める割合をそれぞれ記入してください。

	1位	2位	3位	割
水稲・陸稲	0	0	0	0
麦類	0	0	0	0
雑穀・いも類・豆類	0	0	0	0
工芸農作物	0	0	0	0
露地野菜	0	0	0	0
施設野菜	0	0	0	0
果樹類	0	0	0	0
花き・花木	0	0	0	0
その他の作物	0	0	0	0
酪農	0	0	0	0
肉用牛	0	0	0	0
養豚	0	0	0	0
養鶏	0	0	0	0
養蚕	0	0	0	0
その他の畜産	0	0	0	0

注: 経営部門が4部門以上である場合は、割合の合計が10に満たないこともあります。  
きのこの栽培は「その他の作物」に、地鶏や養蜂は「その他の畜産」に含めます。

【変更後】

農産物の販売金額がある方のみ記入してください。

2 過去1年間の販売金額が上位3位までの該当順位に部門コードを記入し、合計に占める割合をそれぞれ記入してください。

部門コード	1位	2位	3位	割
01:水稲・陸稲	503	0	0	0
02:麦類	0	0	0	0
03:雑穀・いも類・豆類	0	0	0	0
04:工芸農作物	0	0	0	0
05:露地野菜	0	0	0	0
06:施設野菜	0	0	0	0
07:果樹類	0	0	0	0
08:花き・花木	0	0	0	0
09:その他の作物	0	0	0	0
10:酪農	0	0	0	0
11:肉用牛	0	0	0	0
12:養豚	0	0	0	0
13:養鶏	0	0	0	0
14:養蚕	0	0	0	0
15:その他の畜産	0	0	0	0

経営部門が4部門以上である場合は、割合の合計が10に満たないこともあります。  
きのこの栽培は「その他の作物」に、地鶏や養蜂は「その他の畜産」に含めます。

(ウ) 農作業・林業作業の受託（請負）料金収入金額階級区分に係る選択肢の統合・細分化

過去1年間の農作業・林業作業の受託（請負）による料金収入を把握する調査事項について、料金収入階級区分に係る選択肢のうち、5,000万円未満の区分を12区分から5区分に統合するとともに、「1～3億円未満」を「1～2億円未満」「2～3億円未満」に分割する。

【変更前】

【変更後】

【9】過去1年間の農作業の受託（請負）

1 過去1年間の農作業の受託（請負）による料金収入について、該当するもの1つに**必ず**記入してください。

注：農作業とともに、実質的に「経営自体」を引き受けている場合は含めないでください。その場合は、4、5ページ【5】土地の借りている土地の面積に記入してください。

		711
受託（請負）料金収入なし		0
農 作 業 の 受 託 （ 請 負 ） あ り	15万円未満	0
	15～50万円未満	0
	50～100万円未満	0
	100～200万円未満	0
	200～300万円未満	0
	300～500万円未満	0
	500～700万円未満	0
	700～1,000万円未満	0
	1,000～1,500万円未満	0
	1,500～2,000万円未満	0
	2,000～3,000万円未満	0
	3,000～5,000万円未満	0
	5,000万～1億円未満	0
	1～3億円未満	0
3～5億円未満	0	
5億円以上	0	

「5億円以上」の場合は、金額も記入してください。

		億円
712	0	0

【6】過去1年間の農作業の受託（請負）

林業経営について記入していただく場合、設問の「農作業」を「林業作業」に読み替えて記入します。

1 過去1年間の農作業の受託（請負）による料金収入について、該当するもの1つに**必ず**記入してください。

		601
受託料金収入なし		0
農 作 業 の 受 託 料 金 収 入 あ り	50万円未満	0
	50～500万円未満	0
	500～1,000万円未満	0
	1,000～3,000万円未満	0
	3,000～5,000万円未満	0
	5,000万～1億円未満	0
	1～2億円未満	0
	2～3億円未満	0
	3～5億円未満	0
	5億円以上	0

「5億円以上」の場合は、金額も記入してください。

		億円
602	0	0



## (エ) 過去1年間の農作業の委託内容を把握する調査事項の削除

過去1年間に委託した（請け負わせた）農作業の内容を把握する調査事項を削除する。

【変更後】

削除

### 【8】過去1年間の農作業の委託 (請け負わせ)

過去1年間によりに委託した(請け負わせた)農作業について、該当するものすべてに記入してください。

水 稲 別 作 業 に 委 託 業	作 業	育 苗	701	0
		耕起・代かき	702	0
		田 植	703	0
		防 除	704	0
		稲刈り・脱穀	705	0
		乾燥・調製	706	0
		上記のすべての水稲作 作業を一括して委託	707	0
	さとうきび作作業	708	0	
	水稲・さとうきび以外の作業 (麦作、大豆作、畜産など)	709	0	

注:実質的に「経営自休」を任せている場合は  
含めないでください。  
その場合は、4、5ページ【5】土地の賃して  
いる土地の面積に記入してください。

## (審査状況)

### (ア) 農産物・林産物の販売金額（売上高）階級区分に係る選択肢の統合・細分化

### (ウ) 農作業・林業作業の受託（請負）料金収入金額階級区分に係る選択肢の統合・細分化

過去1年間の「農産物・林産物の販売金額（売上高）」を把握する調査事項」及び「作業の受託（請負）による料金収入を把握する調査事項」について、「販売金額（売上高）階級区分」及び「受託（請負）料金収入金額階級区分」に係る選択肢のうち、①5,000万円未満については、これまでの12区分から5区分に統合するとともに、②大規模層（1億円以上）については、「1～3億円」を「1～2億円」「2～3億円」に細分化し、3区分から4区分とする計画である。

### (イ) 販売金額上位3位までの把握方法の変更

過去1年間の販売金額（売上高）について、これまでの調査票に全ての経営部門を表示し、その中から販売金額上位3位までの部門を選択する方式から、上位3位までの順位欄に該当する部門コードを記入の上、販売金額合計に占める当該部門の割合を記入する方式に変更する計画である。

これらについては、販売実態のよりの確な把握及び報告者の記入のしやすさ等に配慮したものであり、おおむね適当と考えるが、利活用の観点から変更による支障等がないか確認する必要がある。

## (論点)

- 1 これまでの「販売金額（売上高）階級区分」及び「受託（請負）料金収入階級区分」については、どのような考えにより設定されていたのか。今回、階級区分の統合・細分化を行う理由・必要性は何か。

- 2 「農産物・林産物の販売金額（売上高）」及び「農作業の受託（請負）料金収入」に関するデータ面での経年変化はどうなっているか（2005年、2010年及び2015年の調査結果）。また、本調査事項の結果は、これまでどのような行政施策等に利活用されていたのか。階級区分の統合・細分化により、利活用にどのような効果があるのか、また、支障等は生じないか。
- 3 販売金額上位3位までの該当部門のコード番号を選択・記入の上、販売金額合計に占める当該部門の割合を記入する方式に変更することにより、報告者の記入に当たって記入誤りや紛れ等が生じる懸念はないか。

**(エ) 過去1年間の農作業の委託内容を把握する調査事項の削除**

過去1年間に他に委託した（請け負わせた）農作業の内容を把握する調査事項については、本調査で別途把握する受託側からのデータで把握可能であること、また、行政上の利活用が低下していることから、削除する計画である。

これについては、報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適切と考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

**(論点)**

- 1 これまでの本調査事項と「過去1年間の農作業の受託（請負）状況を把握する調査事項」とのデータ上の相関関係はどのようになっているか（2005年、2010年及び2015年の調査結果）。また、これまで受託（請負）状況を把握する調査事項とは別に、本調査事項を把握してきた理由は何か。
- 2 本調査事項の結果は、これまでどのような行政施策等に利活用されていたのか。本調査事項の削除により、利活用に支障等は生じないか。

**エ 行政ニーズの変化を踏まえた農業経営の特徴的な取組に関する調査事項のよりの確な把握（個人経営・団体経営共通）**

**(ア) 青色申告の実施状況を把握する調査事項の追加**

農業経営における青色申告の実施状況及び青色申告を行っている場合の継続年数を把握する調査事項を追加する。

**【変更後】**

**追加**

**【7】農業経営の特徴的な取組**

1 農業経営について青色申告を行っていますか。該当するものに必ず記入してください。

2 青色申告を行っている方について、青色申告を何年間継続して行っていますか。該当するものに必ず記入してください。

行っていない	0					
行っている	正規の簿記	701	0			
	簡易簿記		0			
	現金主義		0			

  

702	1年	2年	3年	4年	5年以上
	0	0	0	0	0

「正規の簿記」とは損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記をいいます（青色申告特別控除額：最高65万円））。

「簡易簿記」とは「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳（青色申告特別控除額：最高10万円）をいいます。

「現金主義」とは現金主義による所得計算の特例を受けているものをいいます（青色申告特別控除額：最高10万円）。経営を法人化し青色申告を行っている場合は「正規の簿記」に記入してください。

(イ) 有機農業に取り組んでいる品目別作付（栽培）面積を把握する調査事項の追加  
 有機農業により作付け（栽培）している品目別の面積を把握する調査事項を追加する。

【変更後】

追加

3 有機農業に取り組んでいる面積を品目別に記入してください。

		(ha)	(町)	(反)	(畝)
水 稻	704	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
大 豆	705	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
野 菜	706	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
果 樹	707	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
その他	708	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

有機農業とは、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含みません。  
 なお、自然農法に取り組んでいる場合や有機JASの認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合、有機農業に該当します。  
 なお、販売を目的とせず自給用のみに作付けた(栽培した)場合は、含めません。

(ウ) 農業経営におけるデータの活用状況を把握する調査事項の追加

効率的かつ効果的な農業経営を行うためのデータの活用状況について把握する調査事項を追加する。

【変更後】

追加

4 効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータを活用していますか。その際、どのようにデータを活用していますか。該当するもの1つに必ず記入してください。

データを取得して活用	709	<input type="text"/>
データを取得・記録して活用		<input type="text"/>
データを取得・分析して活用		<input type="text"/>
データを活用した農業を行っていない		<input type="text"/>

「データを取得して活用」とは、スマートフォン、パソコンなどを用いて気象、市況などのデータを取得し、農業の経営に活用することをいいます。  
 「データを取得・記録して活用」とは、スマートフォン、パソコンなどを用いて生産履歴などのデータを取得・記録(記録のみの場合を含む。)し、農業の経営に活用することをいいます。  
 「データを取得・分析して活用」とは、「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握したデータに加え、センサー、ドローンなどを用いてほ場環境や生育状況などのデータを取得し、専用のアプリなどで分析して農業の経営に活用することをいいます。

(エ) 農業以外の業種からの資本金・出資金の提供状況を把握する調査事項の削除

農業経営における農業以外の業種からの資本金・出資金の提供状況を把握する調査事項を削除する。

【変更後】

削除

【11】 農業経営の特徴

農事組合法人、会社の方のみ記入してください。

1 農業経営について、農業以外の業種から資本金・出資金の提供を受けていますか。該当するものすべてに記入してください。

注：以下は含めないでください。

- 農業者又は農業を営む会社などからの出資
- 農協や市区町村からの出資
- 集落営農などにおける構成員からの現物出資
- 金融機関などからの融資

提供元の事業所が複数の事業を行っている場合は、そのうち、主な経済活動を回答してください。  
 NPO法人から提供を受けている場合も、行っている主な経済活動により回答してください。

提供を受けていない	851	<input type="text"/>	
提供を受けているものすべてに	建設業または運輸業から	852	<input type="text"/>
	飲食料品関連の		
	製造業・サービス業から	853	<input type="text"/>
	卸売・小売業から	854	<input type="text"/>
飲食料品関連以外の	製造業から	855	<input type="text"/>
	卸売・小売業から	856	<input type="text"/>
	医療・福祉・教育関連から	857	<input type="text"/>
	その他から	858	<input type="text"/>

### (オ) 環境への負担を軽減した農産物の栽培状況を把握する調査事項の削除

地域の慣行と比較して環境への負担を軽減した農産物の販売目的での栽培状況を把握する調査事項を削除する。

【変更後】

削除

- 2 地域の慣行に比べて、環境への負担を軽減した農産物の栽培（販売目的）を行っていますか。  
該当するものすべてに必ず記入してください。

注：販売を目的とせず、自給用のみに作付けた（栽培した）場合は、「行っていない」としてください。

	行っていない	861	0
行 っ て い る	化学肥料の低減	862	0
	農業の低減	863	0
	堆肥による土作り	864	0

### (ア) 青色申告の実施状況を把握する調査事項の追加

#### (審査状況)

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）により、平成31年産から導入される収入保険制度への加入促進、及び同法施行後4年を目途に行われる制度のあり方等の検討の基礎資料とするため、収入保険制度への加入要件となっている農業経営体の青色申告の種類別申告状況を把握するとともに、青色申告を実施している場合の継続年数を把握する調査事項を追加する計画である。

これについては、政策ニーズの変化に対応したものであり、おおむね適切と考えるが、利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 平成29年11月に実施した2020年農林業センサス試行調査において、青色申告の種類別取組状況について把握・検証しているが、その記入状況（誤記入や未記入等）はどのようなになっているか。
- 2 試行調査では把握・検証していなかった、青色申告の継続年数を把握する調査事項を追加する理由・必要性は何か。また、青色申告の継続年数の選択肢区分の設定の考え方は何か。把握可能性を、どのように判断したのか。
- 3 本調査事項の結果は、収入保険制度の見直し等に利活用する上で、適切な時期に提供が見込まれるのか。
- 4 試行調査による検証結果や利活用等を踏まえ、改善の余地はないか。

### (イ) 有機農業に取り組んでいる品目別作付（栽培）面積を把握する調査事項の追加

#### (審査状況)

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づき策定された「有機栽培の推進に関する基本的な方針」（平成26年4月25日）において、我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合に関する目標値が設定され、自然循環機能の増進、環境負荷の低減、消費者ニーズへの対応の観点から有機農業を推進している中、農業経営体における有機農業への取組状況や普及状況を把握するため、販売目的で有機農業に取り組んでいる品目別の作付（栽培）面積を把握する調査事項を追加する計画である。

これについては、政策ニーズの変化に対応したものであり、おおむね適切と考えるが、利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか確認する必要がある。

### (論点)

- 1 本調査事項の結果は、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。
- 2 平成29年11月に実施した2020年農林業センサス試行調査においては、有機農業への品目別の取組の有無について把握・検証しているが、その結果はどのようになっているか。本調査事項では、試行調査では把握・検証していない、有機農業に取り組んでいる品目別の作付（栽培）面積を把握する理由・必要性は何か。把握可能性を、どのように判断したのか。
- 3 利活用等の観点からみて、改善の余地はないか。

## (ウ) 農業経営におけるデータの活用状況を把握する調査事項の追加

### (審査状況)

「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては、2025 年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践することが目標に設定され、データを駆使した農業の展開による高品質な農産物の安定生産や収量向上の実現を推進することが求められている。このため、農業者におけるデータを活用した農業の取組状況や当該目標の達成状況を把握するため、農業経営におけるデータの活用状況を把握する調査事項を追加する計画である。

これについては、政策ニーズの変化に対応したものであり、おおむね適切と考えるが、利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか確認する必要がある。

### (論点)

- 1 本調査事項の結果は、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。
- 2 平成29年11月に実施した2020年農林業センサス試行調査においては、農業の生産・経営におけるICT機器によるデータの活用の有無について把握・検証しているが、その結果はどのようになっているか。試行調査で検証したデータの活用状況に係る選択肢から、細分化する理由・必要性は何か。把握可能性を、どのように判断したのか。
- 3 利活用等の観点からみて、改善の余地はないか。

## (エ) 農業以外の業種からの資本金・出資金の提供状況を把握する調査事項の削除

### (審査状況)

本調査事項は、農業以外の異業種からの参入状況を明らかにするために把握していたものであるが、前回の 2015 年農林業センサスにおける異業種から出資金等の提供を受けている農林業経営体は全体の約 0.1%以下と、異業種参入が低調な状況であることから、利活用ニーズも乏しいことを踏まえ、削除する計画である。

これについては、利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減を図るものであり、おおむね適切と考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

### (論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか（2010年及び2015年の調査結果）。
- 2 本調査事項から得られたデータは、具体的にどのような行政施策等に利活用されて



いたのか。

3 これまでの調査結果及び利活用状況を踏まえ、削除しても支障等は生じないか。

#### (オ) 環境への負担を軽減した農産物の栽培状況を把握する調査事項の削除 (審査状況)

本調査事項については、環境への負担を軽減した農産物の栽培状況を明らかにするために把握していたものであるが、エコファーマー<sup>(注1)</sup>の認定状況や、環境保全型農業直接支払交付金<sup>(注2)</sup>の支給状況から、取組状況の把握が可能であるほか、行政ニーズの低下を踏まえ、削除し、記入者負担の軽減を図る計画である。

(注1) エコファーマーとは、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」第4条の規定に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者をいう。

(注2) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)に基づき、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体や有機農業に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じて交付金を助成するものをいう。

これについては、行政ニーズの変化等も踏まえ、報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適当であると考えられるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうか(2005年、2010年及び2015年の調査結果)。
- 2 本調査事項から得られたデータは、具体的にどのような行政施策等に利活用されていたのか。
- 3 エコファーマーの認定状況や環境保全型農業直接支払交付金の実施状況から把握される結果と本調査事項による結果は、整合的なものとなっているか。また、エコファーマーの認定状況等に係る結果については、一般に公表されているのか、未公表となっている場合、統計利用者への利便性等の観点から、公表する必要はないか。
- 4 これまでの調査結果及び利活用状況を踏まえ、削除しても支障等は生じないか。

オ 環境変化を踏まえた農業生産関連事業に関するよりの確な把握（個人経営・団体経営共通）

過去1年間の農業生産関連事業の売上金額合計に占める事業内容別割合を把握する調査事項について、事業内容の選択肢に、「小売業」及び「再生可能エネルギー発電」を追加する。

【変更前】

関連した事業を行った方のみ記入してください。

4 過去1年間の農業生産に関連した売上金額の合計について、該当するもの1つに記入し、合計に占める割合をそれぞれ記入してください。

売上合計金額	881	合計に占める割合	割
売上金額なし	0	農産物の加工	882
100万円未満	0	貸農園・体験農園など	883
100～500万円未満	0	観光農園	884
500～1,000万円未満	0	農家民宿	885
1,000～5,000万円未満	0	農家レストラン	886
5,000～1億円未満	0	海外への輸出	887
1～10億円未満	0	その他	888
10億円以上	0		

注：共同で経営している場合は、持ち分に応じた売上金額欄を記入してください。

【変更後】

【8】農業生産関連事業

過去1年間の農業生産に関連した売上金額の合計について、該当するもの1つに必ず記入し、売上金額がある方は、合計に占める割合をそれぞれ記入してください。

売上合計金額	801	合計に占める割合	割
売上なし	0	農産物の加工	802
100万円未満	0	貸農園・体験農園など	803
100～500万円未満	0	観光農園	804
500～1,000万円未満	0	農家民宿	805
1,000～5,000万円未満	0	農家レストラン	806
5,000万～1億円未満	0	小売業	807
1～10億円未満	0	海外への輸出	808
10億円以上	0	再生可能エネルギー発電	809
		その他	810

（審査状況）

過去1年間の農業生産関連事業の売上金額合計に占める事業内容別割合を把握する調査事項について、①農産物の加工製品を消費者に直接販売しているケースもあること、②再生可能エネルギー発電を活用した地域の農林水産業の発展を図る取組を推進していることから、それらの実態を把握するため、農業生産関連事業の事業内容に係る選択肢に、「小売業」及び「再生可能エネルギー発電」を追加する計画である。

これについては、政策ニーズに則したデータの把握を行うものであり、おおむね適切と考えるが、利活用の観点からみて必要かつ適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

（論点）

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか（2005年、2010年及び2015年の調査結果）。このうち、「小売業」及び「再生可能エネルギー発電」

を含む「その他」の割合は、どのようになっているか。

- 2 本調査事項の選択肢から得られたデータは、具体的にどのような行政施策等に利活用されていたのか。今回の選択肢は、どのような利活用が見込まれているのか。
- 3 データ面での経年変化及び利活用の状況を踏まえ、追加する選択肢に改善の余地はないか。

## カ 林業経営のよりの確な把握（個人経営・団体経営共通）

### （ア）林産物の種類別の販売金額割合を把握する調査事項の追加

これまでの過去1年間に販売した林産物の種類を把握する調査事項に代えて、林産物の販売金額合計に占める林産物の種類別の金額割合を把握する調査事項を追加する。

【変更前】

#### 【16】過去1年間の林産物の販売

1 過去1年間の林産物の販売金額(売上高)の合計について、該当するもの1つに必ず記入してください。

注: 立木を購入して生産した素材や栽培きのこ、林業用苗木の販売額は含みません。

		971
販売なし		0
林産物の販売あり	15万円未満	0
	15～50万円未満	0
	50～100万円未満	0
	100～200万円未満	0
	200～300万円未満	0
	300～500万円未満	0
	500～700万円未満	0
	700～1,000万円未満	0
	1,000～1,500万円未満	0
	1,500～2,000万円未満	0
	2,000～3,000万円未満	0
	3,000～5,000万円未満	0
	5,000万～1億円未満	0
	1～3億円未満	0
3～5億円未満	0	
5億円以上	0	

「5億円以上」の場合は、金額も記入してください。

		億円
972		

販売金額がある方のみ記入してください

2 過去1年間に販売した林産物の販売について、該当するものすべてに記入してください。

該当するすべてに	用材	立木で	973	0
		素材で	974	0
		ほだ木用原木	975	0
		特用林産物	976	0

注: 「特用林産物」とは、薪、炭のほか山林から採取した山菜、きのこ、たけのこなどをいいます。



【変更後】

【5】過去1年間の農産物の販売

林業経営について記入していた場合、設問の「農産物」を「林産物」に読み替えて記入します。

1 過去1年間の農産物の販売金額(売上高)について、該当するもの1つに必ず記入してください。

販売金額には、売上金額を記入してください(肥料代、農薬代などの経費を引かない。)

販売なし	501	0
50万円未満	0	0
50～500万円未満	0	0
500～1,000万円未満	0	0
1,000～3,000万円未満	0	0
3,000～5,000万円未満	0	0
5,000万～1億円未満	0	0
1～2億円未満	0	0
2～3億円未満	0	0
3～5億円未満	0	0
5億円以上	0	0

「5億円以上」の場合は、金額も記入してください。

502	0	0	0	0
-----	---	---	---	---

【農産物の販売金額には次のものを含めます】

- 畜産物、栽培きのこ、養蜂、まゆ、耕地で栽培した林業用の苗木などを含めます。
- 自ら営む農家レストランや農産物加工品の製造に仕向けた農産物の見積金額
- 観光農園を営んでいる場合の入園料(入場料)(入園料金で農産物を一定量収穫させる場合)
- 貯蔵しておいた農産物を過去1年の間に販売した金額
- 売買契約済みであるが、代金を受け取っていない分の見積金額

林産物の販売金額には栽培きのこ、林業用苗木の販売額は含みません。

農産物の販売がある方のみ記入してください。

2 過去1年間の販売金額が上位3位までの該当順位に部門コードを記入し、合計に占める割合をそれぞれ記入してください。

部門コード	1位	2位	3位	割
01:水稲・陸稻	503	0	0	0
02:麦類	0	0	0	0
03:雑穀・いも類・豆類	0	0	0	0
04:工業農作物	0	0	0	0
05:露地野菜	0	0	0	0
06:施設野菜	0	0	0	0
07:果樹類	0	0	0	0
08:花き・花木	0	0	0	0
09:その他の作物	0	0	0	0
10:酪農	0	0	0	0
11:肉用牛	0	0	0	0
12:養豚	0	0	0	0
13:養鶏	0	0	0	0
14:養蚕	0	0	0	0
15:その他の畜産	0	0	0	0

経営部門が4部門以上である場合は、割合の合計が10に満たないこともあります。この栽培は「その他の作物」、地鶏や養蜂は「その他の畜産」に含めます。

3 過去1年間に農産物を販売したすべての出荷先を記入し、そのうち、売上1位の出荷先を記入してください。

出荷先	519
農協へ	506 0
農協以外の集出荷団体へ	510 0
卸売市場へ	511 0
小売業者へ	512 0
食品製造業・外食産業へ	513 0
自営の農産物直売所	514 0
消費	0
直接販売に	0
他の農産物直売所	515 0
インターネットで	516 0
他の方法で(無人販売など)	517 0
その他へ	518 0
うち売上1位の出荷先	0

「消費者に直接販売」には自ら生産した農産物又はそれを使用した加工品を消費者に販売しているものが該当します。「その他の農産物直売所」には、共同で運営している直売所又は他の人が運営している直売所が該当します。

「過去1年間の林産物の販売」関連

林産物の販売がある方のみ記入してください。

4 過去1年間に林産物の販売金額の合計に占める割合をそれぞれ記入してください。

合計に占める割合	割
用材	0
立木で販売	931 0
素材で販売	932 0
ほだ木用原木を販売	933 0
特用林産物を販売	934 0

(イ) 林業作業別の受託料金収入割合を把握する調査事項の追加

過去1年間における林業作業の受託料金収入合計に占める作業内容別の金額割合を把握する調査事項を追加する。

【変更後】

追加

林業作業の受託料金収入がある方のみ

5 過去1年間に林業作業の受託料金収入の合計に占める割合をそれぞれ記入してください。

合計に占める割合	割
造林・保育の受託	941 0
素材生産の受託	942 0
素材生産(立木買い)	943 0

## (審査状況)

### (ア) 林産物の種類別の販売金額割合を把握する調査事項の追加

林業経営において、用材やほだ木を販売する事業は、保有山林の規模や樹種などにより異なり、従来の販売した林産物の種類を把握するだけでは、林業構造を把握する上では不十分であった。

このため、これまでの調査事項に代えて、林産物の販売事業のうち、何が主な事業かを明らかにするため、林産物の販売金額合計に占める林産物の種類別の金額割合を把握する調査事項を追加する計画である。

これについては、政策ニーズの変化に対応したものであり、おおむね適切と考えるが、利活用等の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

## (論点)

- 1 これまでの調査事項から得られたデータは、具体的にどのような行政施策等に利活用されていたのか。また、この利活用において、どのような支障・問題等が生じていたのか。
- 2 本調査事項については、見直しにより、具体的にどのような利活用・効果が見込まれているのか。
- 3 利活用の観点からみて、改善の余地はないか。

### (イ) 林業作業の受託料金収入割合を把握する調査事項の追加

農林水産省は、森林所有者自らが管理できない森林について、市町村が森林管理の委託を受け、これを意欲と能力ある林業経営者に繋ぐ仕組みを推進しており、平成 31 年度からは当該仕組みが本格運用されることとなっている（平成 30 年度までは移行措置として実施）。

このような状況の中、林業作業を受託する経営体が、どのような林業作業において収益を上げているのか明らかにするため、過去 1 年間における林業作業の受託料金収入合計に占める林業作業の内容別の金額割合を把握する調査事項を追加する計画である。

これについては、政策ニーズの変化に対応したものであり、おおむね適切と考えるが、利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか確認する必要がある。

## (論点)

- 1 本調査事項については、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。
- 2 利活用の観点からみて、改善の余地はないか。



議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）においても、法人関係のデータについては、法人番号の付番を推進することとされた。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）においても、各府省は、事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、把握した法人番号を事業所母集団データベースに登録することとされているところである。

今回の法人番号の回答欄の追加は、これらの動きに対応するものであり、おおむね適当と考えるが、本調査において、把握した法人番号をどのように活用するのか確認する必要がある。

#### (論点)

- ・ 把握した法人番号を活用して、どのような提供情報の充実を図る計画なのか。

### (イ) 牧草栽培による家畜の預託事業の実施状況等に関する調査事項の削除

#### (審査状況)

本調査事項は、2000年農林業センサスまで実施していた農家以外の農業事業体調査で把握していた事業体区分の1つである「牧草地経営体」に関するデータの連続性を確保する目的でこれまで把握していたものである。

しかしながら、前回の2015年農林業センサスにおいて、農業経営体のうち、家畜の預託を行う牧場数は全体の0.02%、共同での採草・放牧利用を行う牧場数は全体の0.04%とわずかであること、また、結果の利活用ニーズも低く、引き続き把握する必要性が低下していることから、削除することとしている。

これについては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 本調査事項から得られたデータは、これまで行政施策等において具体的にどのように利活用されていたのか。削除しても支障等は生じないか。
- 2 本調査項目と同様の状況から、継続的に把握する必要性が乏しくなった調査事項は、他にないのか。